

環境人材育成コンソーシアム準備会 会則

(名称)

第1条 本会は、環境人材育成コンソーシアム準備会(英語名称:Multi-stakeholder Consortium for Environmental Leadership Development(略称 MCELD))と称する。

(目的)

第2条 本会は、環境人材の育成を図るため産官学民が協働し、情報・人材の交流・発信を行うためのプラットフォーム=環境人材育成コンソーシアム(仮称、以下「コンソーシアム」という)の設立に向けて、その準備を行うとともに、コンソーシアムの基盤を構築することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 基盤の事業としての「出会い・交流の場」の提供事業
- (2) 環境人材育成に係るプログラム構築事業
- (3) 環境人材育成に係る国際交流・協力事業
- (4) 環境人材育成に係るインフラ構築、調査研究、情報発信及び普及啓発事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は通常会員及び情報会員で構成する。

2. 会員は、学校法人・公立大学法人・国立大学法人(大学全体、学部又は学科レベル)、株式会社、財団法人、社団法人、独立行政法人、特定非営利活動法人、行政機関(または行政職員)、国際機関、大学教員、個人、学生団体、その他、幹事会が認めた組織(者)等とする。
3. 本会への入会を希望する者は、所定の書式により、幹事会に申し込み、登録しなければならない。
4. 通常会員は、コンソーシアム設立に向けての検討、本会が設置するワーキンググループ又は出会いや交流の場に主体的、積極的に参画する組織(者)とする。
5. 情報会員は、本会が設置するワーキンググループ及び開催される会合についての情報を受け取る組織(者)とする。
6. 会員が本会の目的に反する行為をしたとき又は本会の名誉を傷つけた場合は、幹事会の議決を経て本会から除名されることがある。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

代表幹事 若干名

幹事 40名以内

事務局長 1名

2. 代表幹事は、共同で本会を代表し、会務を総理する。幹事は、会務を掌握する。事務局長は、事務を掌握する。

(役員を選出)

第6条 本会の代表幹事、幹事及び事務局長は設立会合において選出する。なお、必要に応じて、幹事会は上記第5条の枠内で幹事の追加及び変更をできることとする。

(幹事会)

第7条 幹事会は、本会の会則、事業・収支計画及び事業・収支報告を審議し、決定する。

2. 幹事会は、本会則に定めるもののほか、会務の執行に関する事項について決定する。
3. 幹事会は、代表幹事が招集する。事務局長は事前に審議事項を全幹事へ通知する。
4. 幹事会の議決は、委任状を含む出席者の過半数の賛成により決する。

(ワーキンググループ等)

第8条 本会は事業目的を達成するために、ワーキンググループ等を置くことができる。

2. ワーキンググループ等の設置、並びに、活動に必要な諸規定は幹事会が決定する。

(解散)

第9条 本会は幹事会の決定により解散することができる。その手続きは別に幹事会が定める。

(本会則の変更)

第10条 本会の会則の変更は、幹事会において審議し、決定する。

(細則)

第11条 この会則に定めのない事項、必要な規約、及びこの会則の施行について必要な事項は、幹事会で定める。

附則

1. 本会は平成21年3月25日をもって設立する。